

金融円滑化のための基本方針

平成21年12月24日 制定

平成26年 1月31日 改定

新庄信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・地域金融円滑化をより推進する態勢整備を図るために平成21年12月24日に基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規定を策定し、金融円滑化管理責任者を選任いたしました。
- ・お客さまへのきめ細かな経営支援を行うために態勢を整備し、事業支援や経営改善支援に取り組んでいます。
- ・各種セミナーの開催や、ビジネスマッチングなどお客様の事業支援に対する取り組みを行っております。また、山形大学と連携し各種経営課題の解決相談に取り組んでいます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情は、次の相談窓口をご利用ください。

新庄信用金庫 営業本部融資部内 金融円滑化苦情相談窓口

0 2 3 3 - 2 2 - 4 2 2 2